

北海道運輸局公示第67号

(平成29年3月30日一部改正)

(平成29年5月22日一部改正)

(令和3年9月8日一部改正)

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令知識の審査
に係る試験の実施について

「一般貸切自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準」
(平成11年12月27日付け北海道運輸局公示第31号)の「1(12)法令
遵守①」において規定される申請者等が一般貸切旅客自動車運送事業を適正に遂
行するために必要な法令の知識を有する者であるか否かを審査するための試験を
実施することとし、その実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年12月13日

北海道運輸局長 小山内 智

記

1 試験の実施時期等

試験については、実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必
要事項を申請者あて文書で通知する。

2 試験対象者

以下のとおりとし、いずれの場合も試験当日の開始前に当該申請に係る受験
者が本人であることを運転免許証、個人番号カード等の提示により確認する。

なお、試験対象者が複数となる場合(①を除く。)は、各々個別に受験する
ものとする。

① 申請者が自然人である場合

申請者本人とする。

② 申請者が既存法人である場合

代表権を有する常勤役員とする。

なお、取締役会非設置会社等代表取締役を選定していない場合は取締役を

代表者とみなす。

また、申請書において、代表権を有する常勤役員であることが確認できない場合は、法令試験実施日までに、代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）を提出するものとする。

- ③ 申請者が法人を設立しようとする者である場合
法人の設立時に代表権を有する常勤役員に就任することが確実である者。

3 出題範囲

以下のとおりとする。

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ② 道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）
- ③ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）
- ⑥ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）
- ⑦ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）
- ⑧ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ⑨ 道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）
- ⑩ 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- ⑪ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- ⑫ 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（平成22年3月2日付け国官運安第313号「鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について」別添）
- ⑬ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（平成28年国土交通省告示第1337号）
- ⑭ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
- ⑮ 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（平成24年6月29日付け国自旅第209号）
- ⑯ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

4 設問方式

正誤式、語群選択式及び記述式とする。

5 出題数

30問とする。

6 試験時間

50分とする。

7 法令の知識を有すると認められる基準（以下「合格基準」という。）

正解率90%以上（27問以上の正解）を合格とする。

なお、試験対象者が複数となる場合は個別に審査するものとし、1名以上が合格基準に達していれば合格とする。

8 試験問題の扱い

試験終了後速やかに回収する。

なお、過去の試験問題については、北海道運輸局ホームページにおいて公表する。

9 合格・不合格の扱い

試験終了後に合否を発表する。

なお、試験に欠席した者又は遅刻した者については、不合格として取り扱う。

ただし、事前に欠席又は遅刻の連絡があった場合には、試験日を再調整の上、実施する。

10 試験の免除

許可等の申請に係る初回の試験実施日時時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する。

11 再試験の実施

- ① 初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、当日又は後日再試験を実施する。再試験の実施に係る取扱いについては、1から8に準じて行う（ただし、1の「7日前」は「あらかじめ」と読み替えるものとし、当日に再試験を実施する場合には文書による通知は省略する。）。

なお、再試験の実施は1回限りとする。

また、新規許可申請等に係る再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む。以下同じ。）については、速やかに申請の却下処分の手続を行う。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

- ② 事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、新たに「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日国土交通省告示第454号）第2条第1号に規定する基礎講習（以下「基礎講習」という。）を修了するごとに、試験の機会を1回与えるものとする。

また、事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、再試験不合格の日から概ね1年後の北海道運輸局長が指定する期日までに、試験の受験を繰り返し行うものとし、当該期日までに合格しなかった場合は、速やかに不許可処分の手続きを行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合はこの限りではない。

なお、基礎講習の修了については、基礎講習実施者（以下「実施者」という。）が修了した旨を証明した運行管理者等指導講習手帳又は実施者が交付する修了証明書の提示によって、確認することとする。

12 その他

試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（平成28年国土交通省告示第1337号）」とする。

また、試験当日受験者は、筆記用具の他、運転免許証、パスポート、健康保険証等本人であることが確認できるものを持参することとする。

13 事業の譲渡譲受、合併、分割及び相続認可申請の取扱い

事業の譲渡譲受（譲受人が現に一般貸切旅客自動車運送事業（以下「当該事業」という。）を営んでいる場合を除く。）、合併（存続法人が当該事業を営んでいる場合を除く。）、分割（承継法人が当該事業を営んでいる場合を除く。）及び相続（相続人が当該事業を営んでいる場合を除く。）の認可申請は、この実施要領に準ずる。

附 則

この公示は、平成26年1月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成29年3月30日付け北海道運輸局公示第95号）

この公示は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成29年5月22日付け北海道運輸局公示第8号）

この公示は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものであり、かつ、平成29年5月22日以降に試験を実施するものから適用するものとする。